

にっこり安心プラン

第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画

第8期宇都宮市介護保険事業計画

(地域包括ケア計画)

策定に係る提言(案)

令和3年 月 日

宇都宮市社会福祉審議会

はじめに

全国的に少子高齢化が進展する中、宇都宮市においても高齢化率が25%を超え、市民の4人に1人が高齢者となっています。団塊の世代がすべて後期高齢者となる令和7（2025）年や団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年を見据えると、宇都宮市の要介護認定率は、それぞれ18.8%、21.1%まで上昇すると推計され、医療や介護をはじめとする高齢者の支援ニーズは今後も増加し続けることが見込まれます。また、近年ではダブルケアや8050問題など、様々な分野の課題が絡み合って複雑化するケースが顕在化しています。

これらの状況に対し、国においては、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示され、「介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）」や「保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）」、「地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）」、「認知症施策の総合的な推進」、「持続可能な制度の構築・介護現場の革新」の観点から、介護保険制度の見直しが図られたほか、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備」の観点から、地域共生社会の実現を図ることとされました。

このような中、本審議会は、「第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」の策定に当たり、高齢者福祉専門分科会において4回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきました。本提言は、これまでの議論・検討の結果を踏まえ、本計画において対応すべき課題や、取り組むべき施策・事業についてまとめたものであります。

宇都宮市におかれましては、本計画の策定に当たり、この提言の趣旨を十分に反映するとともに、計画の推進に当たっては、この計画が宇都宮市の高齢者施策の基本指針となることを念頭に置き、市民、関係諸機関及び行政が連携しながら、各種の施策・事業を総合的・効果的に推進していくことを期待いたします。

令和3年2月

宇都宮市社会福祉審議会
委員長 大 森 健 一

目 次

I	宇都宮市の高齢者施策に係る現状と課題について	1
II	必要となる施策・事業について	2
III	地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けて	4
IV	計画の推進に当たって	5
V	宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会での審議経過	6
VI	宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員	7

I 宇都宮市の高齢者施策に係る現状と課題について

宇都宮市の高齢者福祉を取り巻く現状や、本計画において対応すべき課題について、次のとおり取りまとめました。

- グループ活動や地域活動に参加していない高齢者の多くは、「きっかけがない」や「活動に興味関心がない」、「どこでどのような活動をしているのか知らない」と感じていることから、高齢者が健康寿命の延伸を図り、地域において元気に活躍するためには、地域の多様な社会資源を活用し、高齢者の主体的な健康づくり・介護予防を推進するとともに、個々の興味や関心に応じた社会参加を通じて生きがいがいづくりに取り組むことが重要です。
- 高齢者数や、高齢者単身・夫婦世帯数、認知症の人の数の増加に伴い、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、こうした支援ニーズに対応するためには、地域の医療・介護などのフォーマルサービスに加え、ボランティア活動を始めとするインフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携した「地域での支え合い体制」を強化することが重要です。
- 要介護認定率は、2025年で18.8%、2040年には21.1%まで上昇することが見込まれることから、将来に渡って持続可能な介護保険制度を運営するためには、介護保険施設等の計画的な整備や介護人材の安定的な確保など、2040年への「備え」を意識することが重要です。
また、近年では、相次ぐ自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行により、市民生活に影響が生じていることから、高齢者が安心して暮らし続けるために必要となる措置を講じることも重要です。
- 認知症の人の数は今後も増加することが見込まれていることから、認知症の人が尊厳と希望を持ち、地域で安心して暮らし続けるためには、これまでの取組に加え、より一層の認知症高齢者等対策の充実を図ることが重要です。
- 年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、すべての人が自分らしく幸せに暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けては、その基盤となる地域包括ケアシステムを更に深化・推進していくことが重要です。

II 必要となる施策・事業について

前述の対応すべき課題を踏まえ、宇都宮市が目指す「住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会」の実現に向け、本計画に反映すべき施策・事業について、次のとおり取りまとめました。

1 「健康で生きがいのある豊かな生活の実現」に向けて

市民の主体的な健康づくり・介護予防や生きがいづくりの推進に向け、高齢者等地域活動支援ポイント事業の実施や老人クラブ活動への助成、介護予防に取り組む自主活動グループへの支援など、これまでの取組のより一層の充実を図るとともに、より多くの高齢者がこれらの活動に取り組めるよう、参加を促す仕組みをつくる必要があります。

特に、介護予防の推進に当たっては、介護予防の効果を高められるよう、地域別データ分析の結果を活用するなど、地域ごとの特性に応じたきめ細かな事業を展開する必要があります。また、介護予防だけでなく、生活習慣病の重症化を含めた予防の取組も重要であり、通いの場等を活用しながら、生活習慣病予防や要介護状態の発生予防を一体的に進めることも必要です。

2 「地域で支え合う社会の実現」に向けて

地域での支え合い体制の推進に向け、第2層協議体への支援や地域ケア会議の充実、介護予防・生活支援サービスの担い手の充実を図る必要があります。また、地域包括支援センターは、地域のネットワークを構築する機関として重要な役割を担うことから、その機能が十分に発揮されるよう、ICTを活用するなどして、業務の効率化を図りながら、体制を強化していく必要があります。

コロナ禍においても、高齢者が安全で安心な暮らしを送ることができるよう、地域団体等と連携した感染症対策等に取り組むことも必要です。

3 「介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現」に向けて

宇都宮市の介護サービスを継続的・安定的に提供し続けるためには、将来を見据え、介護保険施設等の適正な整備や介護従事者の安定的な確保に一層取り組むとともに、ICTの利用促進による業務の効率化や、リスクの高い高齢者の安全確保に向けた災害や感染症への備えを行うなど、介護サービス基盤の更なる安定化を図る必要があります。

また、要介護・要支援者が、心身等の状況に応じて適切な医療や介護のサービスが受けられるよう、医療・介護連携の推進を図るとともに、利用者本人やケアマネジャー、介護サービス事業所等においても自立支援・重度化防止への理解を深めていく必要があります。

介護保険料の設定に当たっては、費用負担の公平性を確保するため、サービス利用状況の変化や施設・居住系サービスの整備目標、本計画に定める施策・事業の内容や目標値を踏まえて適正に費用の推計を行った上で、引き続き、被保険者の所得水準に応じた所得段階区分・保険料率の設定や、公費負担を最大限活用することによる低所得者への軽減措置を行う必要があります。

4 「いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現」に向けて

認知症高齢者等対策の更なる充実に向け、認知症に関する正しい理解の普及啓発や、認知症の早期発見・早期対応に向けた取組を強化するとともに、認知症サポーター等が活躍できる仕組みづくりや、認知症予防に資する可能性のある活動の推進にも取り組む必要があります。

また、高齢者が心身の状況や生活状況に応じた「住まい方」や「住まい」を選択できるよう、既存住宅の改修支援や多様な高齢者向け住宅の確保を図る必要があります。なお、高齢者向け住宅の確保に当たっては、所得の多寡や賃貸保証人の有無などに関わらず入居可能な住宅にも配慮する必要があります。

Ⅲ 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けて

宇都宮市の地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向け、重視すべき点について、次のとおり取りまとめました。

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に当たっては、引き続き、地域や関係機関と連携を密にしながら、各分野の取組を充実させるとともに、地域における支え合い活動への参加や、人生の終末期における在宅療養の選択について、あらゆる機会を捉え、市民理解の促進を図る必要があります。
- 地域共生社会の実現を見据え、地域包括支援センターは、市民が抱える複雑化・複合化した課題にも対応する中心的な機関となり得ることから、より一層、課題対応力の向上や体制の強化を図る必要があります。
- 今後、高齢化が一層進展する中で、地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となることから、社会福祉法に基づく地域福祉計画との整合を図りながら、庁内の連携はもとより、地域の関係団体などと一体となって、各分野の取組を推進していく必要があります。

IV 計画の推進にあたって

本計画を着実に推進するため、次の点に留意して取り組む必要があります。

- 本計画の基本理念である「住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会」を実現するため、行政内部の連携を深めて、総合的・一体的に高齢者対策を推進すること。
また、本計画を推進してくため、福祉団体や地域団体、介護サービス事業者、保健・医療等の様々な団体との連携を強化し、地域社会における高齢者の生活を支えるための体制整備を推進すること。
- 本計画の周知にあたっては、高齢者だけでなく、広く市民に対して宇都宮市の高齢者福祉への御理解・御協力が得られるよう、市ホームページや広報紙、パンフレットによるほか、地域の関係機関・団体等と連携しながら取り組むこと。
- 今後も介護保険サービスの需要は高まっていくと見込まれることから、保険者である宇都宮市は、引き続き、費用負担者への説明責任を果たしながら、介護保険制度の安定運営に努めること。

V 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会での審議経過

○ 宇都宮市社会福祉審議会（全体会）での審議

【第1回】

開催日時	令和2年7月22日（水） 午後2時～午後2時50分
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> 委員改選に伴う委員長等の選出について 令和2年度全体会及び専門分科会の調査審議予定案件について

【第2回】（予定）

開催日時	令和3年3月 ※ コロナウイルス感染症対策のため書面開催
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度専門分科会の調査審議結果について 令和3年度全体会及び専門分科会の調査審議予定案件について

○ 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会での審議

【第1回】

開催日時	令和2年8月20日（木） 午後6時～午後7時30分
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> 前計画の評価と課題について 前計画の取組状況等を踏まえた「(仮称)第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」の骨子（案）について

【第2回】

開催日時	令和2年11月9日（月） 午後6時～午後7時40分
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> 「(仮称)第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」における施策の方向性等について

【第3回】

開催日時	令和2年12月24日（木） 午後6時～午後7時40分
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> 「第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」（素案）について

【第4回】（予定）

開催日時	令和3年2月17日（水） 午後6時～
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> 「第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」（素案）に関するパブリックコメントについて 「第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」策定に係る提言（案）について

VI 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員

委員長	大森 健一
職務代理者	檜山 和子
委員	朝野 春美
委員	大金 勇夫
委員	大山 知子
委員	金子 正枝
委員	樺澤 佳子
委員	唐木 成仁
委員	三條 安子
委員	塩澤 達俊
委員	鈴木 俊男
委員	中塚 英範
委員	生井 俊一
委員	浜野 修
委員	松本 力ネ子
委員	横松 薫
委員	依田 祐輔

(委員 五十音順)